

議案第7号

芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件

芽室町国民健康保険税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年6月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

芽室町国民健康保険税条例（昭和28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税額被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保

除法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第1項中「8.70」を「7.71」に改める。

第5条中「36,200円」を「28,964円」に改める。

第6条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「35,300円」を「20,074円」に改め、同条第2号中「17,650円」を「10,037円」に改め、同条第3号中「26,475円」を「15,056円」に改める。

第7条中「1.71」を「2.45」に改める。

第9条中「9,400円」を「9,329円」に改める。

第10条第1号中「9,200円」を「6,466円」に改め、同条第2号中「4,600円」を「3,233円」に改め、同条第3号中「6,900円」を「4,850円」に改める。

第11条中「1.22」を「1.81」に改める。

第13条中「13,900円」を「9,293円」に改める。

第14条中「8,500円」を「4,814円」に改める。

第28条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第1号ア中「25,340円」を「20,275円」に改め、同号イ(ア)中「24,710円」を「14,052円」に改め、同号イ(イ)中「12,355円」を「7,026円」に改め、同号イ(ウ)中「18,533円」を「10,539円」に改め、同号ウ中「6,580円」を「6,531円」に改め、同号エ(ア)中「6,440円」を「4,527円」に改め、同号エ(イ)中「3,220円」を「2,264円」に改め、同号エ(ウ)中「4,830円」を「3,396円」に改め、同号オ中「9,730円」を「6,506円」に改め、同号カ中「5,950円」を「3,370円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同号ア中「18,100円」を「14,482円」に改め、同号イ(ア)中「17,650円」を「10,037円」に改め、同号イ(イ)中「8,825円」を「5,019円」に改め、同号イ(ウ)中「13,238円」を「7,528円」に改め、同号ウ中「4,700円」を「4,665円」に改め、同号エ(ア)中「4,600円」を「3,233円」に改め、同号エ(イ)中「2,300円」を「1,617円」に改め、同号エ(ウ)中「3,450円」を「2,425円」に改め、同号オ中「6,950円」を「4,647円」に改め、同号カ中「4,250円」を「2,407円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同号ア中「7,240円」を「5,793円」に改め、同号イ(ア)中「7,060円」を「4,015円」に改め、同号イ(イ)中「3,530円」を「2,008円」に改め、同号イ(ウ)中「5,295円」を「3,012円」に改め、同号ウ中「1,880円」を「1,866円」に改め、同号エ(ア)中「1,840円」を「1,294円」に改め、同号エ(イ)中「920円」を「647円」に改め、同号エ(ウ)中「1,380円」を「971円」に改め、同号オ中「2,780円」を「1,859円」に改め、同号カ中「1,700円」を「963円」

に改める。

第29条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

平成30年度からの国民健康保険制度都道府県化により、北海道が示した標準税率を参酌して市町村が国民健康保険税率を定めること、及び地方税法等の一部改正により字句等の修正を行う必要があることから、本条例を改正するものであります。

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>

改正案

現行

業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第30号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税額被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除

2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)

改正案	現 行
<p>く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3 <u>第1項第2号</u>の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 <u>第1項第3号</u>の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金</p>	<p>及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3 <u>第1項</u>の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 <u>第1項</u>の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（<u>国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。</u>）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金</p>

改正案

額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.71を乗じて算定する。

2 一略一

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について28,964円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第28条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない

現行

額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.70を乗じて算定する。

2 一略一

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について36,200円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第28条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世

改正案

場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条において同じ。)以外の世帯 20,074円

(2) 特定世帯 10,037円

(3) 特定継続世帯 15,056円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.45を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,329円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,466円

現 行

帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条において同じ。)以外の世帯 35,300円

(2) 特定世帯 17,650円

(3) 特定継続世帯 26,475円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.71を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,200円

改正案

(2) 特定世帯 3,233円

(3) 特定継続世帯 4,850円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.81を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,293円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,814円とする。

(国民健康保険税の減額)

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）

現行

(2) 特定世帯 4,600円

(3) 特定継続世帯 6,900円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.22を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について8,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）

改正案	現 行
<p>並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>20,275円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,052円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,026円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,539円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,531円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>25,340円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>24,710円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>12,355円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>18,533円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,580円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

改正案

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,527円

(イ) 特定世帯 2,264円

(ウ) 特定継続世帯 3,396円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,506円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,370円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 14,482円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,037円

現 行

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,440円

(イ) 特定世帯 3,220円

(ウ) 特定継続世帯 4,830円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,730円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 5,950円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 18,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,650円

改正案	現 行
<p>(イ) 特定世帯 <u>5,019円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,528円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,665円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,233円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,617円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,425円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,647円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,407円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき</p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>8,825円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>13,238円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,700円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,300円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,450円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,950円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,250円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき</p>

改正案

50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,793円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,015円

（イ） 特定世帯 2,008円

（ウ） 特定継続世帯 3,012円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,866円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,294円

（イ） 特定世帯 647円

現行

49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,240円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,060円

（イ） 特定世帯 3,530円

（ウ） 特定継続世帯 5,295円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,880円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,840円

（イ） 特定世帯 920円

改正案	現 行
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>971円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,859円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>963円</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第29条の2 一略一</p> <p>2 前項の<u>申告書の提出に当たり</u>、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の<u>提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,380円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,780円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,700円</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第29条の2 一略一</p> <p>2 前項の<u>申告書を提出する場合には</u>、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。</p>

改正案	現 行
<u>平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u>	

平成30年度 国民健康保険税改正の概要について

国民健康保険税条例については、次のとおり内容を改正します。

1 国民健康保険制度の都道府県化に伴う改正

- (1) 課税額の定義の変更
- (2) 国民健康保険税率の改正

2 地方税法等の一部改正に伴う改正

- (1) 課税限度額の引き上げ
- (2) 減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更（軽減範囲の拡大）

■条例改正の概要

1 国民健康保険制度の都道府県化に伴う改正

(1) 課税額の定義の変更

【経過等】

国民健康保険制度の都道府県化に伴い、都道府県国民健康保険特別会計に各市町村が事業費納付金を納入することとなりました。

これにより、課税の定義を「事業費納付金の納付に要する費用」とし、①基礎課税額、②後期高齢者支援金等課税額、③介護納付金課税額の3つの区分を明確にしました。

2 国民健康保険税率の改正

【経過等】

(1) に記載のとおり、国民健康保険制度の都道府県化に伴い、都道府県国民健康保険特別会計に各市町村が事業費納付金を納入することとなりました。

この事業費納付金は、国・道からの交付金等のほか、各市町村の国民健康保険税（以下「国保税」という。）で賄うこととされており、事業費納付金額の確定と併せて都道府県から標準保険税率が示されます。

この標準保険税率を参考に、各市町村において課税対象となる所得額等を踏まえながら税率を設定することとされています。このことから、本町においても所得額等を参考に、平成30年度の国民健康保険税率を決定するものです。

なお、今後においても、事業費納付金額・標準保険税率が北海道から毎年示され、その数値等を参考に税率を設定することとなります。

【改正内容】

別紙「国民健康保険税率の改正について」のとおり。

2 地方税法等の一部改正に伴う改正

(1) 課税限度額の引き上げ

【経過等】

『国保税の負担の公平性を確保する観点から、相当の高所得者であっても国保税の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険税の賦課限度額を引き上げるべきである』という社会保障制度改革国民会議の報告書を受け、段階的に引き上げを行っているところです。

今回の改正は、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、医療費分の課税限度額について、これまでの最大引上げ幅と同額の4万円を引き上げることとなりました。

【改正内容】

課税限度額 (改正前) 54万円 → (改正後) 58万円

(2) 減額措置に伴う軽減判定所得の算定方法の変更

【経過等】

国保税における低所得者に対する軽減措置の中で5割軽減・2割軽減については、経済動向等を踏まえて基準額を見直されています。

今回の改正についても、30年度税制改正大綱において軽減判定所得の基準引き上げが必要と判断されたことによるものです。

【改正内容】

軽減判定所得を算出する際、被保険者数に乘じる額を下記のとおり引き上げます。

<軽減判定所得(改正前)> … 平成29年度課税分

5割軽減 = 基準額 33万円 + 加算額 27万円 × 被保険者数

2割軽減 = 基準額 33万円 + 加算額 49万円 × 被保険者数

<軽減判定所得(改正後)> … 平成30年度課税分

5割軽減 = 基準額 33万円 + 加算額 27.5万円 × 被保険者数

2割軽減 = 基準額 33万円 + 加算額 50万円 × 被保険者数

■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

医療費分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	8.70%	54万円
均等割	36,200円	
平等割	35,300円	



【税率改正後】

医療費分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>7.71%</u>	58万円
均等割	<u>28,964円</u>	
平等割	<u>20,074円</u>	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.71%	19万円
均等割	9,400円	
平等割	9,200円	



後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>2.45%</u>	19万円
均等割	<u>9,329円</u>	
平等割	<u>6,466円</u>	

介護給付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.22%	16万円
均等割	13,900円	
平等割	8,500円	



介護給付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>1.81%</u>	16万円
均等割	<u>9,293円</u>	
平等割	<u>4,814円</u>	

■軽減判定所得に乗じる額における改正内容

【現行】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5割軽減	基準額 33万円 + 加算額 27万円 × 被保険者数
2割軽減	基準額 33万円 + 加算額 49万円 × 被保険者数



【改正後】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5割軽減	基準額 33万円 + 加算額 <u>27.5万円</u> × 被保険者数
2割軽減	基準額 33万円 + 加算額 <u>50万円</u> × 被保険者数